

旅館業を目的とする建築物の建築同意における
「伊丹市教育環境保全のための建築等の規制条例」
第4条ただし書の適用基準

(適用区域)

都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する用途地域のうち商業地域とする。

(経営者の責務)

専ら異性を同伴する客に利用させることを目的とした施設(以下「ラブホテル」という。)は勿論、ラブホテルらしい疑惑を市民から持たれないようその趣旨を徹底してホテル経営を行う。又周辺の生活環境に対しては、善良の風俗と清浄な風俗環境を保持し特に青少年の健全な育成に必要な教育環境の保全には積極的に取り組み必要な対策を実践する。

(構造及び設備等)

構造及び設備等のうち次に掲げるものは実施する。

- ① 営業時間中、自由に出入りすることのできる玄関を有すること。
- ② 自由に利用することのできるロビー、応接室、談話室等の施設を設ける。
- ③ 客との面接を行うフロント、玄関帳場その他これらに類する施設等は1か所とし、その施設等の位置はロビー等と接して設置する。又、客との面接はオープン形式(相互に上半身以上での面接が可能な形式)で行うものとする。
- ④ フロント、玄関帳場その他これらに類する施設より各客室に通じる共用の廊下、階段、昇降機等の施設は宿泊又は休憩のために客室を利用するものが通常使用する構造のものとする。又駐車場からは直接客室に入室できない構造とする。
- ⑤ 会議、催物、宴会等に使用することのできる会議室、集会室又は大広間(宴会場)等の施設を設ける。
- ⑥ 食堂、レストラン又は喫茶室及びこれらに付随する厨房、配膳室等の施設を設ける。
- ⑦ 客室の床、天井又は壁等には横臥している人の姿態を映すために設けられた鏡その他専ら異性を同伴する客に配慮するための設備を設けないこと。
- ⑧ 客室の窓は採光を充分取れるもので、室内に面する部分に装飾等を施さないものとする。
- ⑨ 浴室、シャワー場の内部が客室から見通せない構造のものとする
- ⑩ 客室に特殊構造ベッド(振動・回転・ローリングベッド等を含む。)を用いないものとする。
- ⑪ 性的好奇心をそそる写真、本、フィルム、ビデオテープ又はビデオ装置その他これらに類する物品を備えないこととする。
- ⑫ 駐車施設の内部を外部から通常見通すことのできない構造等としないものとする。
- ⑬ 屋外に設置する看板、広告板、広告塔、ネオンサイン等の表示方法は周囲の環境に調和した形状、面積、色彩及び意匠となる設備とする。
- ⑭ 青少年の健全育成及び付近の住居の環境を損なわない素朴な外観とする。